

第 13 章	社会(歴史)	名前:	日 付	No.01
	明治 1			

[問題 1]

新政府は、1868 年 3 月、新しい政治の方針を、天皇が神に誓うという形で示し、中央集権の国家づくりを進めた。これに関し、次の各問いに答えなさい。

- (1) 傍線部の政治の方針を示したものを何とといいますか。
 (2) 民衆の守るべきことを、広く知れわたらせるために政府がたてた立て札のことを何とといいますか。

[解答欄]

(1) 五箇条の御誓文	(2) 五榜の掲示
-------------	-----------

[解説]

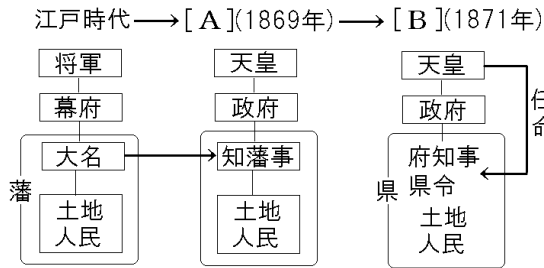
1868年	五箇条の御誓文 (天皇が神に誓う形) (世論の尊重, 外国との交際)
1868年	五榜の掲示 (キリスト教の禁止など)

新政府は、**1868 年**、**天皇**が神に誓う形で、「**広く会議ヲ興シ万機公論に決スベシ**」「**智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ**」という**五箇条の御誓文**を出し、外国の文化をとり入れ、世論にしたがった新しい政治を行うことを明らかにした。

しかし、国民に対しては**五榜の掲示**を出して一揆やキリスト教を禁止するなど江戸幕府と変わらない政策を示した。

[問題 2]

資料を見て以下の各問いに答えよ。



- (1) 資料の A、B が示している改革名をそれぞれ答えよ。
- (2) 新政府が、資料の A の改革を行った後に、B の改革を行った理由を、次のア～エより 1 つ選べ。
- ア 国民中心の国づくりをめざしたため。
 - イ 大名の力で国を治めようとしたため。
 - ウ 県令の力で国を治めようとしたため。
 - エ 天皇の権限をより強めようとしたため。

[解答欄]

(1)A 版籍奉還	B 廃藩置県	(2) エ
-----------	--------	-------

[解説]

1869(明治2)	版籍奉還
土地(版)と人民(籍)を政府に返す	
1871(明治4)	廃藩置県
中央集権が実現	

ヨーロッパ列強の植民地支配の動きに対抗して独立を維持するためには**中央集権国家**をつくることが必要であった。しかし、徳川幕府を倒して、新政府が成立した後も、大名を領主とする藩はそのまま残っていたので、1869年(明治2年)、政府は**版籍奉還**を実施し、**土地と人民**を天皇に返させた。(版とは土地のことで、籍とは人民のことで、奉還とは「返し奉る」ということである。)しかし、この改革は形式的なものであり、旧藩主がそのまま藩政にあたることとしたため、政府が全国を直接治める**中央集権**にはほど遠いものであった。政府の収入も限られた直接の支配地からの年貢のみであった。

そこで、薩摩・長州・土佐の3藩から約1万人の兵を東京に集めて政府直属の御親兵として中央の軍事力を固めた。そして、大久保・西郷・木戸らがひそかに計画をすすめ、1871年(明治4年)、**廃藩置県**を断行した。これは、藩を廃して府・県をおき、中央から府知事・県令を派遣して治めさせ、もとの藩主に対しては東京に住むことを命じた。これによって、国内の政治的統一が完成し、新しい中央集権の国家ができた。

廃藩置県は、大名や武士の生活の基礎をうばい取ることであり、大きな変革であった。イギリスの領事などは、「そのようなことを行えば、大名や武士の反抗・反乱を引き起こしかねない。」と判断していたほどである。しかし、実際には、たいした抵抗もなく実現した。

その理由は、第一に、多くの藩が財政的に窮乏しており、政府に対抗するための経済的な実力がもはやなかったためと考えられる。

第二に、藩の側にも欧米列強と対抗する国づくりを進めるためには中央集権体制の強化が必要だという認識が共有されていたためである。

[問題 3]

次の各問いに答えよ。

- (1) 版籍奉還で藩主が政府に返還したものを 2 つ書け。
 (2) 廃藩置県でできあがった、政府が全国を直接治める政治の形を何というか。

[解答欄]

(1) 土地、人民	(2) 中央集権
-----------	----------

[問題 4]

「版籍奉還」の①「版」と、②「籍」にあたるものを次からそれぞれ選びなさい。

[守護 土地 武士 貴族 人民]

[解答欄]

① 土地	② 人民
------	------

[問題 5]

古い身分制度の廃止について述べた次の文中の()に適する語句を書け。

大名や公家は(①)、武士は(②)、百姓や町人は(③)となった。(①)・(②)・(③)の間の結婚も認められ、(③)は名字を名のり、移転や(④)の制限もなくなった。また、1871 年には、(⑤)令が出されて、えた・ひにんとよばれていた人々も(③)の人々と同じとされた。

[解答欄]

① 華族	② 士族	③ 平民	④ 職業	⑤ 解放
------	------	------	------	------

[解説]

四民平等	ただし、
公家や大名	→ 華族
武士	→ 士族
百姓や町人	→ 平民
えた・ひにん	→ 平民 解放令

政府は四民平等をとなえて、江戸時代の身分制を改めた。四民平等は、天皇のもとに国民を一つにまとめて近代国家作りをすすめるために必要不可欠なものであった。

その結果、国民はすべて名字を名のり、職業や居住地の自由を認められた。ただし、天皇の一族を皇族、もとの公家と大名を華族、武士を士族とし、農民と町人を平民とした。

また、えた、ひにんなどの呼び名を廃止し、身分・職業ともに平民と同じにする解放令を出した。

四民平等になって、ちょんまげを結うことや、刀をさすことはしだいに廃止されていった。

[問題 6]

以下の設問に答えなさい。

- (1) 近代的な軍隊をつくるため、満 20 歳に達した男子に兵役の義務を負わせることにした法令を何と
いいますか。
- (2) 1872 年、教育の普及のために公布したものを何といいますか。
- (3) (2)で、小学校教育を受けることができたのは何歳以上の男女ですか。
- (4) (1)、(2)および税制の改革をもとに、経済を発展させて国力をつけ、軍隊を強くすることをめざした
政策を何といいますか。

[解答欄]

(1) 徴兵令	(2) 学制	(3) 6 歳以上	(4) 富国強兵
---------	--------	-----------	----------

[解説]

富国強兵	のための三大改革
1872年(明治5)	学制 (6歳以上の男女)
1873年(明治6)	徴兵令 (20歳男子)
1873年(明治6)	地租改正

19 世紀にヨーロッパ諸国はアジアへ進出し、植民地化をすすめた。なかでも、イギリスは 1840 年に中国の清とのアヘン戦争に勝利をおさめ、南京条約を清との間に締結した。この情報は幕末当時の知識階層に大きな衝撃を与えた。日本もこのままではヨーロッパ列強の植民地になってしまうかもしれないという危機意識は、明治維新を主導した藩閥の指導者たちに共通したものであった。こうした、危機から脱却するために、ヨーロッパ諸国を手本として、経済を発展させるとともに軍備を強化する富国強兵をおしすすめることが当時の最大の国家目標となった。

富国強兵をすすめるためには、まず、税制、学制、兵制の三大改革をおこなうことが必要であった。

1872 年に、「村に不学の家がなく、一家に不学の人がいないよう心がけなければならない。…」という学制が公布され、6 歳以上のすべての男女に小学校教育を受けさせることとした。

しかし、授業料や学校の建設・維持費などが住民にとって重い負担になったため、学制反対の一揆が起こった。最初、就学率は低かったが、1900 年ごろには 90%をこえるまでになった。

このような急速に小学校教育が広まった原因の 1 つとして、江戸時代の寺子屋にみられる初等教育の普及があげられる。

兵制については、それまでの武士にかわる全国統一の近代的な軍隊をつくるため、1873 年に徴兵令を出し、満 20 歳に達した男子は、士族、平民にかかわらず兵役の義務を負うこととした。

ただし、戸主とそのあとつぎ、官吏、学生、代人料 270 円を納めた者は徴兵を免除された。

徴兵令は大きな負担を強いるものであったので、各地で徴兵反対の一揆が起こった。

[問題 7]

次の文中の()にあてはまる語句や数字を書け。

1873 年から、土地の測量と収穫高の調査を行い、所有者と地価を決め、所有者には(①)を交付し、地価の(②)%を(③)で納めさせることにした。これを(④)という。この(④)によって政府の収入は安定した。しかし、農民の負担は軽くはならなかったため、1876 年には地租改正反対一揆がおこり、地租は地価の(②)%から(⑤)%に引き下げられた。

[解答欄]

①地券	②3	③現金	④地租改正	⑤2.5
-----	----	-----	-------	------

[解説]

地租改正 所有者には 地券 を交付し、 地価 の 3% を 現金 で納めさせる → 地租改正反対一揆 → 2.5%

国家としての機能を維持し、さらに富国強兵のための各種改革をすすめていくためには巨額の資金が必要であった。しかし、明治初期の日本は貧しい農業国であり、政府が進める改革のための財源は、おもに農民が納める米であった(約 7～8 割)。

しかし、江戸時代と同じ方式では、収穫高と変動する米価のために収入が一定せず、予算を立てて計画的な財政支出をおこなうことができなかった。

そこで、1873 年(明治 6 年)に地租改正を行い、1)土地の所有者と地価を定めて土地の所有者に地券を与え、2)課税の基準を収穫高から地価に変更し、3)税率を地価の 3%として所有者に現金で納めさせるように改正を行った。課税の基準を収穫高から地価に変更することで、豊作不作にかかわらず、また、米の値段の高低にかかわらず、一定の税収を確保することができるようになり、政府の収入は安定した。しかし、地租は全体で江戸時代の年貢の総量と同じになるように計算されていたので農民の負担は軽くはならなかった(富国強兵を進めるためには、歳入を削る余裕などなかった)。

そのため、1876 年には地租改正反対一揆がおこり、地租は地価の 3%から 2.5%に引き下げられた。

[問題 8]

右の資料を見て、以下の各問いに答えよ。

- (1) 土地の所有者は誰か。個人名で答えよ。
- (2) この土地の地価はいくらか。算用数字を用いて答えよ。
- (3) 地租の割合は、どのように変わったか。算用数字を用いて答えよ。
- (4) 資料の政策によって、税は何で納めなくてはならなくなったか。
- (5) 資料の政策の結果、政府の財政はどのようなになったか。次の語句を使って簡単に答えよ。[収穫高 収入]

越後國中頸城郡岩手村 九番字鬼谷	地 券
一田壹反廿三歩	
同國同郡同村 持主 佐藤文吉	
地價四拾三圓三拾六錢六厘	
此百分ノ三金 老円 三拾錢老厘 地租	
明治十年ヨリ 此百分ノ二ケ半金 老円 八錢四厘 地租	

[解答欄]

(1) 佐藤文吉	(2) 43 円 36 錢 6 厘	(3) 地価の 3% から 2.5% に変わった。
(4) 現金	(5) 政府は収穫高に関係なく一定の収入を得るようになった。	

[解説]

- (1) 資料の地券の中に「持主 佐藤文吉」とある。
- (2) 「地價四拾三圓三拾六錢六厘」とある。1 円(圓)=100 錢、1 錢=10 厘である。
例えば、このころの下級官吏の給料は、月に 10~20 円であった。
- (3) 資料の地券の左端に「此百分ノ三」、「明治十年ヨリ 此百分ノ二ケ半」とある。